

(2) 補助金見直しの基本視点に基づく評価

(※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること)

| 公 益 性 | 補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。 | 評価 | 評価の理由・具体的な根拠指標 |
|---------------------|--|---|--|
| | | 広く社会に利益をもたらす | 市内中小企業が低利で資金調達を行うことができるようになり、市内中小企業者の事業の継続と雇用の維持を図ることができる。これにより、市内産業の振興や生活環境の向上といった幅広い効果が見込める。 |
| 公 益 性 | 補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。 | 評価 | 評価の理由・具体的な根拠指標 |
| | | ほとんど合っている | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が多くの中小企業者の経営に悪影響を与える中、事業の継続に不可欠な資金調達については、国も力を入れて支援している分野である。 創業者や中小企業を対象とした低利での資金調達が可能とする本市利子補給制度についても、こうした社会情勢に沿うものとなっている。 |
| 必 要 性 | 補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。 | 評価 | 「ある」→妥当性について記入。 「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。 |
| | | ある | 市が金融機関を介さずに低利の融資を実施することは難しく、市内商工業の振興のためには、対象融資に係る利子に対して補助を行うという形で関与することが最も費用対効果が良い。 |
| | 補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。 | 評価 | 「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がなければ事業を実施できない理由・具体的根拠を記入 |
| | | できる | 金融機関によるプロパー融資によっても資金調達は可能だが、中小企業は信用力が弱いため、資金調達が困難な場合も多い。 そのため、対策として低利で資金調達が可能なように利子補給を行うことが必要となる。 |
| | 市民ニーズが高いものである。 | 評価 | 評価の理由・具体的な根拠指標 |
| | | 高い | 本補助金に対する直接的なニーズは事業者に限られるものの、本補助金の支出によって間接的に実現する市内商業環境の向上や雇用の場の確保といった点については、市民の間で常にニーズがある。 |
| | 市民ニーズに即している。 | 評価 | 評価の理由・具体的な根拠指標 |
| | | 即している | 資金調達が容易にすること、低利で調達することについては、中小企業の間では根強いニーズがある。 また、補助金の支出により間接的に実現を目指している、市内の生活環境の向上や雇用の場の拡大については、広く市民が有しているニーズに即している。 |
| | 補助金の意義について、的確に説明できる。 | 評価 | 「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。 |
| | | できる | 市内中小企業が低利で資金調達を行うことで、市内中小企業者の事業の継続とそこで働く従業員の雇用の維持にも効果がある。 |
| 補助期限（終期）を設定している。 | 評価 | 「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。 | |
| | 未設定 | 中小企業者の資金需要は常に存在するため、補助期限を設定することは目的にそぐわない。 | |
| 補助金申請に係る積算根拠が明確である。 | 評価 | 「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。 | |
| | はい | 金融機関からの貸付報告書により支払った利子の金額を事前に把握するとともに、申請時に金融機関から金額の報告を受けて確認している。 | |

| | | | |
|--|---|---|---|
| 施策との整合性 | 当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。 | 評価 | 「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合していないにも関わらず補助する理由を記入。 |
| | | している | 市内商工業の振興は基本計画等でも設定された施策である。また、地元中小企業者の支援についても市として進めている取り組みである。 |
| 施策との整合性 | 補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。 | 評価 | 「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。 |
| | | いいえ | |
| 公平性 | 事業を実施できる団体が他にない。（複数存在する場合、当該補助金はその事業者だけに交付される合理的な理由がある。） | 評価 | 「はい」を選んだ理由 |
| | | はい | 中小企業が借り入れた利子の一部を補助することは、市以外に実施できる団体はない。 |
| | | | 「いいえ」の場合、補助金はその事業者だけに交付される合理的理由を記入。 |
| | | | |
| 公平性 | 補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。 | 評価 | 「設定済」→補助率とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。 |
| | | 設定済 | 利子補給率として1.8%（1年以内の補助の場合、1.7%） ※経営安定化資金、社会貢献推進資金、創業支援資金については融資と同率の利子補給を行っている。この点についても、浦安市利子補給条例施行規則または浦安市創業支援資金融資及び利子補給条例施行規則に基づいている。 |
| 効率性 | 補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。 | 効果の測定方法・具体的な根拠指標 | |
| | | 利子補給を行った件数が、低利で資金調達ができた市内事業者の数となることから、件数により効果を測定することが妥当である。 | |
| | 評価 | 評価理由 | |
| | ある程度の効果をあげている | 令和2年度に緊急経済対策として、要件の緩和や上限額の引き上げ、融資期間の延長などを実施した。令和2年7月に、浦安商工会議所が市内事業者に対して行ったアンケート調査では、「浦安市の融資対応が早くて助かった」、「当面の資金を確保することが出来てよかった」といった結果が出ている。 | |
| | 評価 | 評価の理由・具体的な根拠指標 | |
| 手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。 | はい | 借入者が支払う利子の一部を給付する事業であり、委託等の他手法で実施することは困難である。 | |
| 国や県、本市において同様の補助事業がない。（※国県要綱に対し、上乘せ・横出しする補助事業は除く） | 評価 | 「ある」の場合、同様な補助事業と両方存続させる理由を記入。 | |
| | ない | 新型コロナウイルスの感染拡大により売上が減少した事業者に対して、低利で融資を行う県の融資制度があったが、すでに受付を終了している。 | |
| 補助対象経費の明確化 | 補助金対象内外経費が明らかになっているか。 | 評価 | 「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていけない理由を記入。 |
| | | はい | 利子補給の額については、金融機関から申請時に提出を受ける交付計算書に掲載してもらっており、計算書を点検することで確認している。 |
| | 補助対象外経費を補助対象としていない。（対象としている場合は、明確な根拠を持っている。） | 評価 | 「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。（※費目とは、飲食費や慶弔費など） |
| | 対象としていない | | |

(3) 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

・制度の内容については各市ともに本市と同じような設計になっているが、利子補給率が一部異なっている。

(4) 補助金の課題

新型コロナウイルス感染症の影響等による緊急経済対策を実施した場合、融資額が大幅に増加し、利子補給額も増加することとなるため、財政面で長期間に渡る影響を与えることとなる。

そのことから、利子補給を行う期間や補給額に上限を設けるなど、制度の見直しについて考えていく必要がある。

(5) 所属長の総合評価

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営に影響を受けた事業者への支援策として、低利での資金調達を可能とする利子補給制度の必要性は高い。

そのため、コロナの影響が落ち着いた段階で、金融機関の意見も聞きながら、制度見直しの必要性について検討を行う。

(6) 補助金の今後の方向性

| |
|---|
| <input type="checkbox"/> 現行のまま継続 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 見直しをしたうえで継続 |
| <input type="checkbox"/> 廃止 |
| <input type="checkbox"/> その他 |

| |
|--------|
| その他の内容 |
| |

| | |
|---------|--|
| 現行継続の理由 | |
|---------|--|

| | |
|--------|---|
| 見直しの時期 | 令和5年度 |
| 見直しの内容 | 金融機関の意見を聞き取り、利子補給の期間や補助額に上限額を設けるなど見直しを検討する。 |

| | |
|-------|--|
| 廃止の時期 | |
| 廃止の理由 | |